

条例適用事業 + 紛争予防条例適用

(宅開条例第5条第1項5号適用：住戸数が6戸以上の集合住宅（共同住宅、寄宿舎、下宿及び長屋）の建築行為)

+

(紛争予防条例第2条(1)ア：第一種低層住居専用地域等内における高さ8.5m又は軒高7mを超える建築物)

